



賠償責任保険普通約款／賠償責任保険追加条項／施設所有管理者特約条項／生産物特約条項／商賠上手追加条項 他

ひょうご共済の「商賠上手」なら、事業活動にかかわる「賠償リスク」を包括的にカバーできるので安心です！

約**59.1%**
割安！

(同一保険会社・従来型商品比較)

ご好評につき、平成29年4月ご加入分からお安くさせていただきます！

☆充実の基本補償



預かっている物についての事故 (運送・作業・保管を引き受けた貨物)



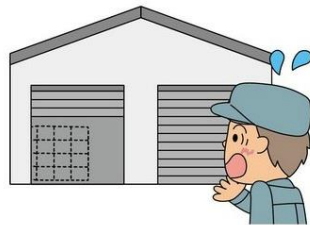
運送中の荷物が破損してしまった。



倉庫内に積んであった荷物が荷崩れを起こした。



フォークリフトでの荷卸し中、誤って荷物を落下させ破損してしまった。



保管中の荷物が盗難にあったしまった。

業務中の事故



引越し荷物搬入中、顧客の自宅に傷をつけてしまった。

非所有フォークリフトによる賠償事故



荷主から一時的に借りたフォークリフトで積み下ろし作業中に、荷主の倉庫にぶつけてしまった。

施設の事故・業務中の不注意



事務所の看板が落下し通行人がケガをした。

(業務中の不注意)

- ・自転車で備品の買出しに行く途中に通行人に衝突し、ケガをさせた……
- ・来客に出したコーヒーを誤って来客にかけてしまった。

引き渡し後の事故



食料品の運送中に雑菌が混ざったため、食中毒が発生した。



引き渡す原料を間違えたため、完成品に異物が混入した。

その他の基本補償

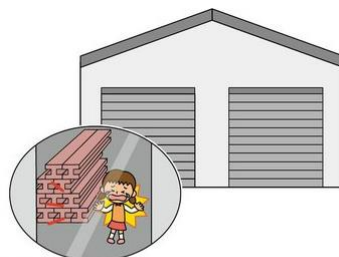
被害者対応費用・事故対応特別費用

生産物(工事対象物)自体の損害
生産物(工事対象物)回収費用

- ・身体賠償発生時のみ
- ・保険金額×3%限度

※お支払内容、支払限度額等については、パンフレットまたは約款をご参照下さい。

人格権侵害



子供を倉庫内に残したまま施錠し、翌日まで気がつかなかった。

「人格権侵害」

- ・不当な身体の拘束による自由の侵害、名誉毀損
- ・口頭、文書等による名誉毀損、プライバシー侵害
- 「宣伝障害」
- ・宣伝に付随する名誉毀損、プライバシー侵害
- ・著作権侵害

※人格権侵害または宣伝障害の支払限度額は、被害者1名につき100万円、1事故・保険期間中につき1000万円となります。

☆オプション「貨物検査・取片付け費用」



受託貨物への賠償事故が発生した場合に、受託貨物の、

- ・検査
- ・仕訳
- ・再梱包
- ・取片付け
- ・搬出
- ・廃棄

に関する費用を補償します。受託貨物の損壊に対してお支払いする金額の10%が限度となります(自己負担額はありません)。

受託貨物の損壊により片付け費用が発生した。

☆団体保険制度のため、割安です！

ひょうご共済の「商賠上手」は、兵庫県共済の組合員の皆様のための団体保険制度です！だから、とても**割安な保険料**です！



加入タイプごとのお支払限度額

	お支払限度額(※)	
	Aタイプ	Bタイプ
第三者に対する賠償	5000万円	1億円
受託貨物に対する賠償	500万円 (自己負担額7万円)	1000万円 (自己負担額7万円)

(※)お支払限度額について

・「第三者に対する賠償」のうち、生産物特約によりお支払いする保険金については、タイプ別お支払限度額が保険期間中の限度額となります。それ以外については、1事故あたりの限度額となります。
・「受託貨物に対する賠償」についてのタイプ別お支払限度額は、保険期間中の限度額となります。

対象となる受託貨物について

■補償の対象とならない受託貨物(対象外受託貨物)

- ・貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、徽章、稿本、設計書、雛型、その他これらに類する物
- ・自動車および車両(原動力がもっぱら人力であるものを除きます。)
- ・船(水上運送等に供する船舶類のすべてをいいます。)
- ・家畜、動物等の生物
- ・コンテナ自体
- ・法令の規定、公序良俗に違反する貨物

■補償内容が制限される受託貨物【制限受託貨物】

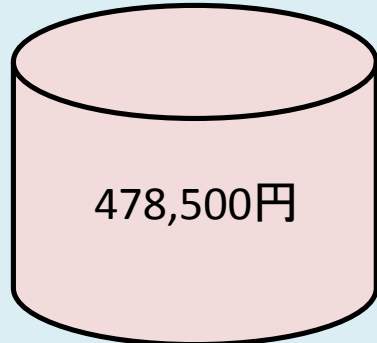
- ・生鮮、冷凍、冷蔵、塩蔵飲料品
- ・冷凍、冷蔵、保冷貨物
- ・青果野菜類
- ・植物(生花、球根、苗、植木を含みます。)
- ・ばら積貨物

【制限受託貨物】の対象事故の範囲について

上記制限受託貨物については、以下の事故の場合には、輸送トラックがカーフェリー、鉄道車両に積載されているときのみ支払対象となります。→「カーフェリーの沈没・座礁・座洲・衝突」「鉄道車両の衝突・転覆・脱線」

保険料試算例

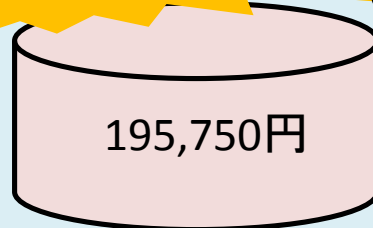
運送業・前期売上高1億円・お支払限度額5000万円(Aタイプ・基本補償のみ)にご加入の場合



同じ補償内容で、同一保険会社の従来型商品に契約した場合

※業種ごとに保険料率は異なります。具体的なお見積につきましては、ひょうご共済までお問い合わせ下さい。

282,750円のコスト削減！



県共済の「商賠上手」に加入した場合

約**59.1%**
割安!
(同一保険会社・従来型商品比較)

■このチラシは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、専用パンフレット「県共済の商賠上手」をご覧ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

◆取扱代理店



ひょうご共済
兵庫県共済協同組合

〒650-0011
神戸市中央区下山手通6-3-28
兵庫県中央労働センター4F
TEL 0120-655-666 FAX 0120-81-9031
(9:00~17:00 土・日・祝日、年末年始を除く)

◆取扱窓口

◆引受保険会社



損害保険ジャパン日本興亜株式会社

神戸支店 法人第一支社
〒650-8501 神戸市中央区栄町通3-3-17
TEL: 078-333-2595
(9:00~17:00 土・日・祝日、年末年始を除く)